

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日																
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は<u>たも網</u>による遊漁の場合には口頭<u>又はオンラインシステムにより、</u>その他<u>の網</u>の場合には遊漁対象水産植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書<u>の提出</u>によりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は<u>たも網</u>による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項<u>又は第2項</u>の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 <u>遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣をいう。）、手投網（張切網）、投網、四つ手網、たも網に限るものと</u>し、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）</td><td>あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内</td></tr><tr><td>あゆ友釣</td><td>逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下</td></tr><tr><td>手投網（張切網）</td><td>全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>15cmにつき10節以下</u></td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内	あゆ友釣	逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下	手投網（張切網）	全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>15cmにつき10節以下</u>	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は<u>網</u>による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書<u>を提出又はオンラインシステム</u>によりしなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は<u>網</u>による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条<u>第2項または第3項</u>の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 次<u>の表</u>の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）</td><td>あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内</td></tr><tr><td>あゆ友釣</td><td>逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下</td></tr><tr><td>手投網（張切網）</td><td>全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>17mm 以上</u></td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内	あゆ友釣	逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下	手投網（張切網）	全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>17mm 以上</u>	文言修正 条ズレ修正 漁具・漁法を明確にするため 網目の大きさを漁業調整規則にならった文言に修正するため 漁業調整規	認可の日
漁具・漁法	規 模																		
手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内																		
あゆ友釣	逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下																		
手投網（張切網）	全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>15cmにつき10節以下</u>																		
漁具・漁法	規 模																		
手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内																		
あゆ友釣	逆さ針より 10 cm以内で掛け針は2段以下																		
手投網（張切網）	全長 18m 以下2枚まで、網目の大きさ <u>17mm 以上</u>																		

投網	網目の大きさ <u>15cm</u> につき <u>18 節以下</u>
四つ手網	網目の大きさ <u>15cm</u> につき <u>20 節以下</u>
たも網	制限なし

2 略

第4条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

漁具・漁法	魚 種	遊漁料	現場加算料
手釣・竿釣・たも網	あゆ、雑魚（あまご、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ及びわかさぎ）	1日1,000円 1年4,000円	500円
投網・手投網（張切網）・四つ手網・手釣・竿釣・たも網	あゆ、雑魚（雑魚は手釣・竿釣・たも網に限る）	1年10,000円	二

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者が次表の漁具・漁法を行う場合の、遊漁料は次のとおりとする。ただし、心身障がい者が1年遊漁料の減免を受けようとする場合は、その者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

遊漁者	漁具・漁法	魚 種	遊漁料	現場加算料
中学生以下	手釣・竿釣・たも網	あゆ、雑魚（あまご、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ）	無料	無料
心身障がい者			1日 1,000円 1年 2,000円	500円

投網	網目の大きさ <u>14mm 以上</u>
四つ手網（たも網を含む）	制限なし

2 略

第4条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは網以外無料、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持）は年竿釣を2,000円とし組合事務所で納付。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	手釣・竿釣	1日1,000円・ 1年4,000円
あゆ	投網・張切網 四つ手網（たも網）	1年10,000円

則の一部改正に伴い、たも網を四つ手網と区別して、たも網を漁具・漁法に規定
文言修正
遊漁料の減免規定を明確化するため
遊漁料の額、現場加算料を明確にするため

		<u>わ及びわか さぎ)</u>			
<u>3 第1項の表の上段の遊漁料及び第2項の表の下段の1日</u> 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は、組合指定のオンラインシステムにおいて納付しなければならない。 <u>第1項の表の下段の遊漁料及び第2項の表の下段の1年遊漁料は、組合事務所で納付しなければならない。</u> ただし、日釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 <u>この場合には、第1項及び第2項に規定した現場加算料をあわせて納付するものとする。</u>					納付場所を 明確化する ため
<u>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</u>					
第9条から第12条 略					

<u>2</u> <u>竿釣等</u> 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は、組合指定のオンラインシステムにおいて納付しなければならない。 <u>ただし、日釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</u>	納付場所を 明確化する ため
<u>3 網等遊漁料には、手釣・竿釣・四つ手網（たも網）を含み組合事務所でのみ遊漁承認を受け納付することができる。</u>	
第9条から第12条 略	